

道路法令関係Q&A

道路管理者による通行止め

道路局路政課

四月のある月曜日の朝、この春から路政課に配属となった新人のりおが、ぐったりとした表情で出勤してくる。

のりお おはようございます。

だいすけ おはよう。月曜からえらく疲れているなあ。土日で温泉に行くって楽しみにしていたから、今日はリフレッシュして出勤してくると思っていたんだけどな。

のりお 僕もそのつもりでした。先週は配属早々忙しかったですからね。温泉で身も心も癒されて、今日からまたビシッと働くつもりでいたんです。

だいすけ 温泉が期待はずれだったのかい？

のりお いえ、温泉は最高でした。料理もう良かったですしね。問題は温泉からの帰り道なんです。土曜の夜に雨が降ったじゃないですか。その影響で、行きに通った道路が帰るときには通行止めになってしまっていて・・・。行きは三

時間しかかからなかったのに、帰りは回り道はさせられるわ、渋滞には巻き込まれるわで、一〇時間以上もかかったんですよ！夕方四時頃に向こうを発して、家にたどり着いたのは夜中の二時ですよ。家でじっとしていた方がはるかにましでした・・・。

だいすけ それはえらい目にあったねえ。東京でも結構降ったからなあ。でも、土曜はともかく日曜はいい天気だったぞ。天気予報でも全国的に晴天だって言ってたけど。

のりお ええ。おっしゃる通り日曜日は朝から雲一つない晴天だったんですよ。それなのになんて通行止めなんだ！いったい誰が通行止めだなんて判断したんですか！

だいすけ お、俺にそう言われてもなあ・・・。そりゃあ、警察か道路管理者が判断したんだろ。いくらそのとき晴れていても、前日の大雨の影響が何かあったんじゃないか？

のりお 道路管理者？通行制限って警察の権限

じゃないんですか？

だいすけ おいおい、勘弁して欲しいな。確かに、そう思いこんでいる人が多いようだが・・・。道路法には一通り目を通しておくようにと言わなかったつけ。もう一度よく確認してごらん。

のりお はい。・・・これですか。道路法第四十六条。そうかあ。通行の禁止や制限に関する権限は道路管理者にも与えられているんですね。

だいすけ そう。通行の禁止又は制限を行う行政処分には二つのパターンがあるんだ。一つは道路管理権に基づき道路の本来の目的を全うさせるために行使されるもの。もう一つは、一般警察権に基づき道路について社会公共の秩序を維持するために行使されるもの。つまり、道路法第四十六条の規定により道路管理者又は道路監視員が行う場合と、道路交通法第四条又は第六条の規定により都道府県公安委員会又は警察官が行う場合があるということだ。

のりお なるほど。通行止めや通行制限は警察しか行えないものとはかき思い込んでいました。実際そう思っている人は多いと思いますよ。でも、両者は権限行使の様態として共通する部分がとても多いですよ。なんというか、現場は混乱しないんですかね。道路管理者と警察が同じような権限を持っているんですから。

だいですけ 確かに君が言うように、同一の道路に

ついてそれぞれの権限が競合する場合は少なくないだろうな。そういう場合においても、両者はそれぞれ独立に効力を有しているということになるから、相互にその権限行使を尊重し、必要に応じて調整が図られなければならないね。そこだ。道路法の中にはいわゆる調整規定というものがあるんだけど、どこかわかるかい？

のりお ちよつと待ってください。確か・・・。

一応、道路法には一通り目を通したんですよ。これだ。道路法第九十五条の二第一項ですね。道路管理者は事前に都道府県公安委員会の意見を聴かなければならないとされています。

だいですけ そうだね。このような調整規定は道路交通法にもちゃんとあつて、同趣旨のことがその第一百十条の二第三項で規定されているんだ。

のりお なるほど。道路管理者と公安委員会は事前に調整を行うことになっているんですね。でもですよ、事前にわかっている通行止めや通行規制であれば、確かに道路管理者と公安委員会の間で十分な調整が事前に行えると思います。が、突発的な要因による場合の緊急通行止めなんかもあり得ますよね。そのような場合は悠長に調整を行っている余裕なんかないんじゃないですか？ 例えば道路監視員や警察官による緊

急的な措置が取られるような場合なんかはどうすればいいんでしょう。

だいですけ 九十五条の二第一項を最後まで読んでみたかい？

のりお 一応読みましたけど・・・。うっ・・・。「緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、この限りではないものとし、この場合には、事後において、速やかに当該禁止又は制限の内容及び理由を通知しなければならない」と書いてあります。すみません・・・。

だいですけ そういうことだ。道路交通法第一百十条の二第三項でも同じように緊急を要する場合には道路管理者に対して事後において通知することとされているんだ。

のりお 昨日の通行止めも、道路管理者と警察が連携を取り合つて最善の策を講じた結果なんでしょうね。しかし、僕もこれだけの被害を受けていますからね。道路通行権の侵害で損害賠償を請求するくらいしないと気がおさまらないですよ。

だいですけ 被害？

のりお ええ。爽やか系で通っている僕の印象が今日一日で崩れかけているんですから。

だいですけ ……。被害内容はともかく、気持ちからはわかんなくてもないな。ただ、この場合権利侵害としての損害賠償問題は起こりえないと解

されているんだ。

のりお どういうことですか？ 道路の通行を妨げられたんですから、りっぱな権利侵害だと思えますけど。

だいですけ そもそも道路を自由に通行できる根拠は道路が一般交通の用に供されることに伴う反射的なものなんだ。よつて、道路の通行は単なる反射的な利益に過ぎず、各人に対し法律上の権利として通行権なるものが設定されているものではないと考えられているんだ。

のりお つまり、今回のように道路管理者や警察が通行の禁止や制限を行ったため、通行が妨げられて他人に損害が生じたとしても、それは単なる利益の喪失にすぎず、権利侵害ではないというわけですか。

だいですけ そういうこと。もつとも通行の禁止や制限を行うときは、法令の根拠を要し、不当な禁止や制限の措置をとることが許されないのは言うまでもないことだけだね。

のりお 損害賠償請求もできないんですか。僕の怒りはどこへぶつければ・・・。あのとき通行止め区間を強行突破でもしておけばよかったんですか！

だいですけ (逆ギレ?) 全然爽やか系じゃない・・・。(。強行突破はまずいだろ。道路法には罰則規定が設けられているからね。道路法第

四十六条第一項もその適用対象となっていて、違反者は六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に・・・。

のりお そんなことは知っています！

だいすけ (知っていないながら強行突破なんて言っているのかこいつ？ これ以上刺激しない方が・・・。) ま、まあこの話はこれくらいにして、ちよ、ちよっと早いけど昼飯にでもしようか(先が思いやられる・・・)。

道路法(抄)

(通行の禁止又は制限)

第四十六条 道路管理者は、左の各号の一に掲げる場合に おいては、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止 するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制 限することができる。

一 道路の破損、欠壊その他の事由に因り交通が危険で あると認められる場合

二 道路に関する工事のためやむを得ないと認められ る場合

2 道路監視員(第七十一条第四項の規定により道路管理 者が命じた道路監視員をいう。)は、前項第一号に掲げ る場合において、道路の構造を保存し、又は交通の危険 を防止するため緊急の必要があると認められるときは、 必要な限度において、一時、道路の通行を禁止し、又は 制限することができる。

3 道路管理者は、水底トンネル(水底トンネルに類する トンネルで国土交通省令で定めるものを含む。以下同 じ。)の構造を保全し、又は水底トンネルにおける交通 の危険を防止するため、政令で定めるところにより、爆 発性又は易燃性を有する物件その他の危険物を積載す る車両の通行を禁止し、又は制限することができる。